

## 公益財団法人 がん研究振興財団 海外派遣研究助成委員会規程

### (委員会の設置)

第1条 この財団に、公益財団法人がん研究振興財団定款第51条第1項の規程に基づき、海外派遣研究助成事業を円滑に実施するために必要な事項を審議するため、海外派遣研究助成委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (組 織)

第2条 委員会は委員若干名をもって組織する。

2. 委員は関係機関の職員及び学識経験のある者のうちから理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし4年を限度とする。

2. 補欠委員の任期は前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

3. 委員は非常勤とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により、これを定める。

2. 委員長は委員会の事務を総括し委員会を代表する。

3. 委員会はあらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合、委員長を代理する者を定めておかなければならない。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は委員長が召集する。

### (議 長)

第6条 委員長は委員会の議長となる。

### (開会及び議事の定数)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き審議することができない。

2. 委員会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

### (委員会の議案)

第8条 この委員会は、財団の行う海外派遣研究助成事業について次の各号について審議・答申を行う。

- (1) 海外派遣研究助成金申請書の審査
- (2) その他必要な事項

(審議の結果報告)

第9条 委員長は審議が終わったときはその結果を直ちに理事長に報告しなければならない。

(細 則)

第10条 本会の施行について必要な細則は委員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成24年8月17日から施行する。